

●農薬残留基準のポジティブリスト制への対応指針（抜粋）

平成18年1月

新潟県農業協同組合中央会

全国農業協同組合連合会新潟県本部

J Aグループ新潟食の安全・安心対策本部

農薬残留基準のポジティブリスト制導入により、いままで残留基準値がなかった農産物にも一律の基準が設定される。

万が一、農産物の流通後に基準を超える農薬が検出された場合には、販売事業にあたるダメージは多大なものとなる。

このため、J Aグループ新潟としての指針を定め、県内産農産物の安全性確保に向けて取り組むこととする。

1. 対応方針

農薬の適正使用をこれまで以上に徹底するとともに、飛散（ドリフト）防止に向けた地域合意の形成や技術的対策を講じ、生産履歴記帳を柱としたリスク管理の実践により農産物の安全性確保をはかる。

また、販売面においてはこうした取り組みの情報開示を通じて県産農産物の信頼確保をはかる。

2. 安全性確保に向けた取り組み具体策

各具体策の実施手法についてはJ Aが地域の実態に即した手法を検討する。

(1)農家への啓発

- ① 農作業シーズン前に集落座談会や作物別部会、J A広報誌などにより周知徹底をはかり、栽培指導会や販売会議など年間を通じて継続的な啓発に努める。
- ② その際、全農作成の農家向け資料および日本植物防疫協会作成の「ドリフト対策マニュアル」を有効活用する。
- ③ また、啓発にあたっては農業普及指導センターなど行政・関係機関との連携に努める。

(2)農薬適正使用の徹底

- ① ポジティブリスト制は食品衛生法に基づくものであるが、農薬取締法についてもこれまで以上に厳守する必要があることを注意喚起する。
- ② 特に、適用作物・使用量の最高限度や希釈倍率の最低限度・使用時期・総使用回数などの遵守を徹底する。

(3)ドリフト防止策の構築と推進

①地域合意の形成

隣接作物へのドリフト防止のため地域全体で以下の合意形成をはかる。

- ・ 転作作物など作付けにあたっての団地化

- ・ 散布作業日の相互確認

②技術的対策

特に有効と思われる別紙1（掲載割愛）の低減対策を推進する。

(4)ポジティブリスト制に対応した生産履歴記帳の推進

- ①安全性確保をはかるための取り組みを情報開示していくには、記録が残っていることが前提であるため、生産履歴記帳をさらに徹底する。
- ②特にポジティブリスト制に対応した記帳として、以下に取り組む。
 - ・ 各ほ場においてドリフト等による予想外の（使用していないはずの）農薬成分が残留する可能性について調査（リスク評価）し、有効な防止策（リスク管理）を講ずる。・・・被害者にならない。
 - ・ 各ほ場において隣接ほ場へのドリフト等が発生する可能性について調査（リスク評価）し、有効な防止策（リスク管理）を講ずる。・・・加害者にならない。
 - ・ 上記のリスク評価、リスク管理の実施内容はドリフト対策確認シート（掲載割愛）などを活用して記録に残す。

※ 詳細は全中作成の「JA生産履歴記帳運動マニュアル副読本」を参照。

(5)残留農薬自主検査の実施

- ①現在、全農またはJAが実施している「使用農薬成分を対象とした残留農薬検査」は今後も継続する。
- ②新たに「ドリフト防止策が有効に機能しているかを検証するための残留農薬検査」を全農とJAの連携により適宜実施する。検査は米・大豆・青果物の組み合わせでおこなう。

3. 販売にあたって

- (1)ドリフトを想定した残留農薬自主検査よりも、生産履歴記帳運動の実践による生産工程管理を重視する考え方を理解してもらうよう努める。
- (2)また、安全性確保に向けた取り組み具体策の実施状況については、求めに応じて情報開示し、取引先・消費者の信頼確保をはかる。

4. 万が一への備え

流通後に、万が一、基準値を超える農薬成分が検出された場合に備え、以下の取り組みをおこなう。

- (1)流通を停止させるため商品回収マニュアルの整備
- (2)回収ロスを少なくするため出荷品の小ロット管理
- (3)関係機関への連絡網の整備（JAグループへの第一報は全農の販売各部へ）
- (4)検討事項として
 - ① 残留の原因がドリフトと確認できる場合、被害農家への補償方法の合意づくり（JA内部での共助制度整備など）
 - ② 損害保険の活用

以上